

グラントソントン致同 Japan Desk News Flash

2019年第4号

今回のテーマ：小型薄利企業の税収優遇政策について（財税〔2019〕13号）

幾度の政策変更を経て、小型薄利企業の判断基準は更に緩和され、その優遇幅も更に拡大されている。今回の小型薄利企業の判断基準の緩和により、納税者の95%は小型薄利企業の条件を満たす企業となり、企業所得税の優遇対象となる。

主な内容

● 小型薄利企業の判断基準と税収優遇政策（財税〔2019〕13号）

小型薄利企業の判断基準（条件を同時に満たす）	<p>国家による制限および禁止事業を営まない下記の条件を満たす小型薄利企業。</p> <p>年間の課税所得：300万元以下（300万元を含む）。</p> <p>従業員数：300名以下（300名を含む）。</p> <p>資産総額：5,000万元以下（5,000万元を含む）。</p>
企業所得税の優遇政策	<p>年間の課税所得が100万元以下（100万元を含む）である場合、課税所得の25%に対して20%の企業所得税率で計算する。（実質税負担は5%である）</p> <p>年間の課税所得が100万元以上300万以下（300万元を含む）である場合、課税所得の50%に対して20%の企業所得税率で計算する。（実質税負担は10%である）</p>
増値税優遇政策（小規模納税者）	<p>・月間売上高が10万元以下（10万元を含む）である場合、増値税を免除する。</p> <p>・省、自治区、直轄市人民政府は各地の実際の状況およびマクロ・コントロールの需要に基づき、増値税小規模納税者に対して、50%の範囲内で資源税、都市維持建設税、不動産税、土地使用税、印紙税（証券取引の印紙税は除く）、耕作地占有税教育費付加および地方教育費付加を減税できる。</p> <p>・増値税小規模納税者が既に資源税、都市維持建設税、不動産税、土地使用税、印紙税（証券取引の印紙税は除く）、耕作地占有税、教育費付加および地方教育費付加の優遇政策を享受している場合、当該規定による優遇政策の重複適用も認められる。</p>
執行期限	2019年1月1日から2021年12月31日迄

● “小微”企業と小型薄利企業

小微企業	<p>習慣的な呼称であり、厳密な定義はない。「大・中型企業」と対比して“小微”企業と呼ぶ。強いて言うならば、工信部・国家統計局・発展改革委員会・財政部が2011年6月に公布した「中小企業区分基準規定」において、企業の従業員数・営業収入・資産総額などの指標により、中小企業を16の業種別に中型・小型・微型（零細）の3種類に分類されており、小微企業はそのうち小型企業と微型（零細）企業を包括した呼称であると理解できる。</p>
小型薄利企業	<p>企業所得税法および实施条例において税法の規定条件を満たす特定企業である。「小型」かつ「薄利」が特徴であり、主に企業所得税の優遇政策に適用される。</p>

お見逃しなく

- 2018年度の企業所得税確定申告は、引き続き元々の優遇政策を適用する。
- 小型薄利企業の条件を満たさなかった企業が年内に企業所得税を予定納税する際、小型薄利企業の条件を満たす場合、年内の累計状況により減免優遇政策を享受する。なお、過納額は次の四半期の予定納税時に控除することができる。控除しきれない場合は関連規定により、確定申告時に還付または翌年の納税額から控除することができる。

以上